

# 不動産鑑定業者選定委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が取得(川崎市土地開発公社資金による場合を含む。)、交換又は処分する不動産及びその他の権利に関する鑑定評価を不動産鑑定業者(以下「業者」という。)に依頼する場合に、その選定の公正を期するため、不動産鑑定業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 不動産鑑定業者名簿登録業者の選定に関する事
- (2) 財政局又は建設緑政局のほか、業者の選定を必要とする者が提出した業者の選定に関する事
- (3) その他、委員会の運営等について必要な事項に関する事

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、財政局資産管理部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長に事故等の不測の事態があったときは、財政局資産管理部資産運用課長が委員長代理として委員長の職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決するものとする。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その意見及び説明を求めることができる。

(不動産鑑定業者名簿)

第8条 不動産鑑定業者名簿は、次の各号に掲げる要件を備えている業者から毎年度選定する。ただし、委員会において必要と認めたときは、随時、追加又は除外することができる。

(1) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第3項に規定する業者であること。

(2) 本市域内において、不動産鑑定実績のある業者であること。

(3) 川崎市の業務委託有資格業者名簿に登録済みであること。

(審議資料の提出)

第9条 委員会に付議したい事案のある者は、不動産鑑定業者名簿登録業者から三業者を選択し、第1号様式により委員会あて提出するものとする。ただし、財政局長が別に定める場合は、一又は二業者を選択することができる。

2 前項に規定する場合のほか、市外における不動産及びその他の権利に関する鑑定評価を業者に依頼する場合は、不動産鑑定業者名簿登録業者以外の者を選択することができるものとする。

(不動産鑑定業者の選定)

第10条 委員会は、提出された審議資料について、実績等を審査し、最も適任である業者を選定する。ただし、鑑定評価の依頼目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、最も適任である業者2者を選定する。

(1) 川崎市財産条例(昭和39年条例第9号)第2条に規定する不動産

(2) 土地の面積又は建物の延べ床面積が10,000㎡を超える不動産の貸付け  
(不動産鑑定業者選定通知書)

第11条 委員会は、業者を選定したときは、資料を提出した者へ第2号様式により通知するものとする。

(報告書)

第12条 第2号様式の内容について何らかの変更があった場合、直ちに第3号様式により委員会に報告するものとする(軽易な事項を除く。)

2 委員会は、前項の報告により内容を確認し、第4号様式により通知するものとする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、財政局資産管理部資産運用課に置く。

附 則(平成6年4月15日付け6川土用調第78号)

この要領は、平成6年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年6月16日から一部改正する。

附 則

この要領は、平成8年1月5日から一部改正する。

附 則

この要領は、平成9年12月15日から一部改正する。

附 則(平成10年4月21日付け10川財土第56号)

この要領は、平成10年4月21日から一部改正する。

附 則(平成13年4月26日付け13川財土第49号)

この要領は、平成13年5月1日から一部改正する。

附 則（平成 14 年 4 月 16 日付け 14 川財土第 45 号）

この要領は、平成 14 年 4 月 17 日から一部改正する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 川財土第 12 号）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 29 日付け 17 川財土第 263 号）

この要領は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 川財土第 813 号）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 川財土第 655 号）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日付け 21 川財土第 671 号）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 5 日付け 23 川財運第 939 号）

この要領は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 2 日付け 24 川財運第 42 号）

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日付け 27 川財運第 1051 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	財政局資産管理部長
委員	財政局資産管理部資産運用課長
委員	財政局資産管理部資産運用課担当課長（資産改革担当）
委員	財政局税務部資産税管理課長
委員	建設緑政局道路管理部用地調整課長
委員	建設緑政局道路河川整備部公共用地課長
委員	建設緑政局道路河川整備部公共用地課担当課長〔収用・公共〕